



鳥取県公報

平成17年 2月15日(火)

号外第18号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(3)
 (住宅政策課)..... 1
 鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則(4)(＃).....13

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 配偶者間暴力の被害者が入居する場合にあっては、生活の状況その他の事情により、請書への保証人の連署を免除することができるものとする事とした。(第6条関係)
- 2 県営住宅の家賃の算定に用いる利便性係数を次のとおり見直す事とした。(第6条の4、第16条の5関係)

| 改正後 | 改正前 |
|------------|------------|
| 0.5以上1.3以下 | 0.7以上1.0以下 |

- 3 次のとおり、県営住宅駐車場の使用に係る手続に関し必要な規定の整備を行う事とした。(第7条、第8条の2、第8条の4、第9条、第14条の2、第16条の2、第16条の6～第16条の9、様式第11号～様式第15号、様式第26号の3、様式第29号、様式第31号～様式第34号関係)

(1) 県営住宅駐車場の使用許可申請等

- ア 県営住宅駐車場の使用の許可を受けようとするときは、県営住宅駐車場使用申請書を知事に提出しなければならないこと。
- イ 県営住宅駐車場の使用者の決定通知は、県営住宅駐車場使用決定通知書により行うものとする事。
- ウ 県営住宅駐車場の使用者の公正な選考方法は、公開抽選とし、毎年、団地ごとに使用許可申請者の立会いの下に行うものとする事。
- エ 県営住宅駐車場を優先して使用させることとする特別な事由がある場合は、入居者等が加齢、病気等により日常生活に身体の機能上の制限を受けている場合であって、日常生活上、自動車の使用が必要不可欠な状況にあると認められるときとする事。

(2) 県営住宅駐車場の明渡しの請求

次のいずれかに該当する場合には、県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる事。

- ア 県営住宅又は共同施設の増築、移築、増設、移設等を行うため、県営住宅駐車場を使用する必要がある場合
- イ 災害その他緊急やむを得ない事態の発生等により、県営住宅駐車場を使用する必要がある場合
- ウ 新たな入居決定者の利用に供するため、複数の使用許可を受けている者の県営住宅駐車場を使用する必要がある場合

(3) その他県営住宅駐車場の使用に係る手続に関し必要な事項

- 4 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1、2及び3(1)は、公布の日から

施行することとした。

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

- 1 特別県営住宅駐車場の使用に関する手続について、県営住宅の規定を準用することとした。(第3条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この規則の施行日前に行う特別県営住宅駐車場の使用許可及びこれに関し必要な手続に関する所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第3号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (保証人) 第6条 略 2 条例第9条第2項の規定により請書への保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>条例第7条第4項第10号に該当する者のうち、 生活の状況その他の事情から保証人の確保が困難な 者</u> 3～5 略 | (保証人) 第6条 略 2 条例第9条第2項の規定により請書への保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。 (1)及び(2) 略 3～5 略 |

(事業主体の定める数値)

第6条の4 条例第9条の4第2項に規定する事業主体の定める数値は、0.5以上1.3以下で知事が別に定める。

(家賃等の納付の方法)

第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃及び条例第24条の19において準用する条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をいう。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(以下「口座振替の方法」という。)又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条の規定による自動払込みによるものに限る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりしなければならない。

2 略

(家賃等の徴収猶予の基準)

第8条の2 条例第12条の規定による家賃の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃の徴収の猶予又は条例第24条の16第4項の規定による駐車場使用料の徴収の猶予は、当該家賃等の支払が困難であると知事が認めた入居者でその支払能力が6月以内に回復すると認められるものに対して行うものとする。

2 前項の徴収の猶予の期間は、6月を超えない範囲内において知事がその事情を考慮してその都度定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)

第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の徴収の免除若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予(以下「家賃等の減免等」という。))を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額(免除)申請書(様式第11号)又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書(様式第12号)にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき、家賃等の減免等をしたときは、県営住宅家賃等減額(免除)通知書(様式第13号)又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書(様式第14号)により申請者に通知しなければならない。

(事業主体の定める数値)

第6条の4 条例第9条の4第2項に規定する事業主体の定める数値は、0.7以上1以下で知事が別に定める。

(家賃の納付の方法)

第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の納付は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(以下「口座振替の方法」という。)又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条の規定による自動払込みによるものに限る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりしなければならない。

2 略

(家賃又は収入超過者家賃等の徴収猶予の基準)

第8条の2 条例第12条の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃の徴収の猶予は、家賃又は収入超過者家賃等の支払が困難であると知事が認めた入居者でその支払能力が6箇月以内に回復すると認められるものに対して行うものとする。

2 前項の徴収の猶予の期間は、6箇月をこえない範囲内において知事がその事情を考慮してその都度定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)

第8条の4 条例第12条の規定により家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとするとき、又は条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定により収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額(免除)申請書(様式第11号)又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書(様式第12号)にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、収入超過者家賃等若しくは敷金の徴収の猶予をしたときは、県営住宅家賃等減額(免除)通知書(様式第13号)又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書(様式

3 家賃等の減免等を受けた入居者は、その家賃等の減免等の期間中にその家賃等の減免等を受けることとなった理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の届出を受理したとき、又は知事においてその理由が消滅したと認めるときは、家賃等の減免等の取消しをするものとする。

(使用中断届)

第9条 条例第16条第2項(条例第24条の19において準用する場合を含む。)の規定による届出は、事前に県営住宅等使用中断届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(明渡しの期限の延長の申出書)

第14条の2 条例第21条の2第4項(条例第24条の19において準用する場合を含む。)に規定する明渡しの期限の延長の申出は、高額所得者明渡期限延長申出書(様式第26号の3)にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(検査員の証票)

第16条の2 条例第23条第4項(条例第24条の19において準用する場合を含む。)に規定する証票は、立入検査員証(様式第29号)とする。

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用に対する準用)

第16条の5 略

2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額については、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「第8条」とあるのは「県営住宅条例第24条の11第2項」と、同条第3項中「規則で定める」とあるのは「0.5以上1.3以下で知事が別に定める」と読み替えるものとする。

(県営住宅駐車場の使用の許可の申請等)

第16条の6 条例第24条の15第1項の許可を受けようとするときは、県営住宅駐車場使用申請書(様式第31号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第24条の15第2項の規定による通知は、県営住宅駐車場使用決定通知書(様式第32号)により行うも

第14号)により申請者に通知しなければならない。

3 家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、収入超過者家賃等若しくは敷金の徴収の猶予を受けた入居者は、その減免又は徴収の猶予の期間中にその減免又は徴収の猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の届出を受理したとき、又は知事においてその理由が消滅したと認めるときは、家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、収入超過者家賃等若しくは敷金の徴収の猶予の取消しをするものとする。

(使用中断届)

第9条 条例第16条第2項の規定による届出は、事前に県営住宅使用中断届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(明渡しの期限の延長の申出書)

第14条の2 条例第21条の2第4項に規定する明渡しの期限の延長の申出は、高額所得者明渡期限延長申出書(様式第26号の3)にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(検査員の証票)

第16条の2 条例第23条第4項に規定する証票は、立入検査員証(様式第29号)とする。

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用に対する準用)

第16条の5 略

2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額については、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年3月鳥取県条例第5号)第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「第8条」とあるのは「県営住宅条例第24条の11第2項」と、同条第3項中「規則で定める」とあるのは「0.7以上1以下で知事が別に定める」と読み替えるものとする。

のとする。

3 条例第24条の15第3項の規則で定める公正な方法は、公開抽選による方法とする。この場合において、公開抽選は、毎年、条例別表第1の表の左欄に掲げる県営住宅（以下「団地」という。）ごとに、条例第24条の15第1項の規定による許可の申請者の立会いの下に行うものとする。

4 条例第24条の15第3項ただし書の特別な事由がある場合は、入居者等が加齢、病気等により日常生活に身体上の機能上の制限を受けている場合であって、日常生活上、自動車の使用が必要不可欠な状況にあると認められるときとする。

（県営住宅駐車場の明渡しを請求できる場合）

第16条の7 条例第24条の18第1項第8号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合とする。

（1） 県営住宅又は共同施設の増築、移築、増設、移設等を行うため、県営住宅駐車場を使用する必要がある場合

（2） 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）第10条第3号から第6号までに掲げる事由により、県営住宅駐車場を使用する必要がある場合

（3） 1人で複数の県営住宅駐車場の使用の許可を受けている入居者（以下「複数駐車者」という。）がいる場合で、複数駐車者と同じ団地の入居決定者の新たな利用に供するため、複数駐車者の駐車場を使用する必要があるとき。

2 前項第3号により県営住宅駐車場の明渡しを請求する場合において、明渡しを求める県営住宅駐車場の数は入居決定者1人ごとに1台を限度とし、明渡しを求める県営住宅駐車場の順序は条例第24条の15第2項の規定による県営住宅駐車場の使用者の決定時にあらかじめ決めておくものとする。

（同居の承認の場合等の県営住宅駐車場の使用者の変更）

第16条の8 県営住宅駐車場の使用者は、駐車する自動車又は当該自動車を使用する者を変更しようとするときは、県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書（様式第33号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を前項の申請者に通知するものとする。

（県営住宅駐車場の返還）

第16条の9 県営住宅駐車場の使用者は、不用となった県営住宅駐車場を返還しようとするときは、その5日前までに県営住宅駐車場返還届（様式第34号）を知事に提出して県営住宅駐車場の検査を受けなければならない。

ない。

様式第11号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額(免除)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の減額(免除)を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名

Ⓜ

(電話

)

記

| | |
|-------------|--|
| 略 | |
| 家賃等の額 | 家賃 月額 円 条例第21条の3第2項 月額 円 に規定する金銭 駐車場使用料 月額 円 |
| 減額(免除)の希望期間 | 略 条例第21条の3第2項 年 月から に規定する金銭 年 月まで 駐車場使用料 年 月から 年 月まで |
| 略 | |

備考 略

添付書類 1~3 略

4 駐車場使用料免除の場合 自動車税課税免除決定通知書の写し

様式第12号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等徴収猶予申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の徴収の猶予を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名

(電話

)

記

| | |
|-------|---|
| 家賃等の額 | 敷 金 円 家賃 円(月額) 条例第21条の3第2項 円(月額) に規定する金銭 駐車場使用料 円(月額) |
|-------|---|

様式第11号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額(免除)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の減額(免除)を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

氏 名

Ⓜ

(電話

)

記

| | |
|-------------|---|
| 略 | |
| 家賃等の額 | 家賃 月額 円 条例第21条の3第2項 月額 円 に規定する金銭 |
| 減額(免除)の希望期間 | 略 条例第21条の3第2項 年 月から に規定する金銭 年 月まで |
| 略 | |

備考 略

添付書類 1~3 略

様式第12号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等徴収猶予申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の徴収の猶予を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

氏 名

(電話

)

記

| | |
|-------|---|
| 家賃等の額 | 敷 金 円 家賃 円(月額) 条例第21条の3第2項 円(月額) に規定する金銭 |
|-------|---|

| | | |
|------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 家賃等の最 終納入年月 | 家賃 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 年月 年月 |
| | 駐車場使用料 | 年月 |
| 徴収猶予希 望期間及び その金額 | 略 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 年月日か ら年月日 まで 月分 円 |
| | 駐車場使用料 | 年月日か ら年月日 まで 月分 円 |
| 略 | | |

添付書類 略

様式第13号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額(免除)通知書

第 号

様

年月日付けで申請のあった県営住宅の家賃等の減額(免除)については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第12条(条例第21条第3項又は条例第24条の19において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

年月日

職 氏 名 印

記

| | | |
|-----------------------|---|--------------------|
| 減額(免除) 後の家賃等 の額 | 家賃 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 月額 円 月額 円 |
| | 駐車場使用料 | 月額 円 |
| 減額(免除) の期間 | 略 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 年月日か ら年月日 まで |
| | 駐車場使用料 | 年月日か ら年月日 まで |
| 略 | | |
| 条件 | 1及び2 略 3 当該減額決定後家賃等が変更された場合は、改定後の家賃等を基準として改めて減額後の家賃等を決定すること。 | |

様式第14号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等徴収猶予通知書

第 号

様

年月日付けで申請のあった県営住宅の家賃等の徴収の猶予については、鳥取県営住宅の設置

| | | |
|------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 家賃等の最 終納入年月 | 家賃 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 年月 年月 |
| 徴収猶予希 望期間及び その金額 | 略 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 年月日か ら年月日 まで 月分 円 |
| 略 | | |

添付書類 略

様式第13号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額(免除)通知書

第 号

様

年月日付けで申請のあった県営住宅の家賃等の減額(免除)については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

年月日

職 氏 名 印

記

| | | |
|-----------------------|---|--------------------|
| 減額(免除) 後の家賃等 の額 | 家賃 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 月額 円 月額 円 |
| 減額(免除) の期間 | 略 条例第21条の3第2項 に規定する金銭 | 年月日か ら年月日 まで |
| 略 | | |
| 条件 | 1及び2 略 3 当該減額決定後家賃等が変更された場合は、改定後の家賃等を基準として改めて減額後の家賃等を決定すること。 | |

様式第14号(第8条の4関係)

県営住宅家賃等徴収猶予通知書

第 号

様

年月日付けで申請のあった県営住宅の家賃等の徴収の猶予については、鳥取県営住宅の設置

及び管理に関する条例第12条（条例第21条第3項又は条例第24条の19において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

職 氏 名 印
記

| | |
|-----------|---|
| 略 | |
| 徴収を猶予する金額 | 敷 金 円 家 賃 円（月分） 条例第21条の3第2項に規定する金銭 駐 車 場 使 用 料 円（月分） |
| 略 | |

様式第15号（第9条関係）

県営住宅等使用中断届

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅・駐車場の使用を一時中断しますので、届け出ます。

なお、使用しない期間の住宅・駐車場の管理については、一切その責任を負います。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名 ㊟

（電話 ）

記

| | |
|----------------------|--|
| 略 | |
| 使用しない期間中の住宅・駐車場の管理方法 | |

様式第26号の3（第14条の2関係）

高額所得者明渡期限延長申出書

職 氏 名 様

年 月 日付 第 号により県営住宅・駐車場の明渡し請求を受けましたが、明渡し期限を延長していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

駐車区画番号 号

氏 名 ㊟

（電話 ）

記

| |
|---|
| 略 |
|---|

備考及び添付書類 略

及び管理に関する条例第12条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

職 氏 名 印
記

| | |
|-----------|--|
| 略 | |
| 徴収を猶予する金額 | 敷 金 円 家 賃 円（月分） 条例第21条の3第2項に規定する金銭 |
| 略 | |

様式第15号（第9条関係）

県営住宅使用中断届

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の使用を一時中断しますので、届け出ます。

なお、使用しない期間の住宅の管理については、一切その責任を負います。

年 月 日

郵便番号 _____ - _____

住 所

申請者

団地第 号

氏 名 ㊟

（電話 ）

記

| | |
|------------------|--|
| 略 | |
| 使用しない期間中の住宅の管理方法 | |

様式第26号の3（第14条の2関係）

高額所得者明渡期限延長申出書

職 氏 名 様

年 月 日付 第 号により県営住宅の明渡し請求を受けましたが、明渡し期限を延長していただくよう、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

団地第 号

氏 名 ㊟

（電話 ）

記

| |
|---|
| 略 |
|---|

備考及び添付書類 略

様式第29号 (第16条の2関係)

(表)

| | |
|--|-------|
| 第 | 号 |
| 立入検査員証 | |
| 所属 | |
| 職名 | |
| 氏名 | |
| <p>上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する 条例第23条第1項又は第3項(第24条の19において準 用する場合を含む。)の規定により、県営住宅及び駐 車場の検査を行うことができる職員であることを証明 する。</p> | |
| 年 | 月 日交付 |
| 鳥取県知事 印 | |

(裏)

| |
|---|
| 略 |
|---|

様式第29号 (第16条の2関係)

(表)

| | |
|--|-------|
| 第 | 号 |
| 立入検査員証 | |
| 所属 | |
| 職名 | |
| 氏名 | |
| <p>上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する 条例第23条第1項又は第3項の規定により、県営住宅 の検査を行うことができる職員であることを証明する。</p> | |
| 年 | 月 日交付 |
| 鳥取県知事 印 | |

(裏)

| |
|---|
| 略 |
|---|

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第30号の次に次の4様式を加える。

様式第31号(第16条の6関係)

県営住宅駐車場使用申請書

年 月 日

職 氏 名 様

県営住宅 団地の駐車場を使用したいので次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、この駐車場を使用するに当たっては、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の関係法令の諸規定を遵守することを誓約します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

| | | | | |
|-------------|------|------------------|------------|-----|
| 申 込 者 | 住 所 | 〒 県営住宅 団地 棟 号 | 電話番号 | - - |
| | フリガナ | | 車を使用する者の氏名 | |
| | 氏 名 | ㊟ | 申込者との関係 | |

| | |
|----------|---|
| 駐車希望区画番号 | 番 |
|----------|---|

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| 駐 車 す る 自 動 車 | 駐車自動車 | 別紙「自動車検査証」写しのとおり。 |
| | 申込者欄の氏名又は車を使用する者の氏名と自動車検査証の使用者の氏名が異なる場合は、その理由 | 1 所有者より購入したが名義変更が済んでいない。 2 同居家族の名義にしている。 3 購入予定(年 月 日まで) 4 その他() |

備考

- 1 申込者は、入居者名義に限ります。
- 2 駐車する自動車は自動車税の課税免除の対象であり、身体又は精神に障害を有する入居者又は同居者の利用に供するため必要と認められる場合は、使用料を減免します。
- 3 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 自動車検査証の写し(車の所有者、車の大きさ等を確認します。)
 - (2) 身体障害者等の方で県営住宅駐車場を優先して使用することを希望される方は、身体障害者手帳の写しその他の県営住宅駐車場を優先して使用することの必要性を証明する書類
 - (3) 減免希望の方は、自動車税課税免除決定通知書の写し

様式第32号(第16条の6関係)

(表面)

県営住宅駐車場使用決定通知書

第 号

県営住宅 団地
棟 号 様

職 氏 名 印

自動車登録番号
使用する区画番号
使用料の月額
使用開始可能日 年 月 日
使用期間 年 月 日まで
使用決定書発行年月日 年 月 日

- お願い
- ・本決定通知書は、各種申請の手續に必要です。大切に保管してください。
 - ・駐車するときは、この決定通知書の裏面を上にし、車内の外部から見える場所に必ず置いてください。
 - ・本決定通知書は、警察に提出する保管場所使用承諾証明書としては使用できません。
 - ・裏面の注意事項に留意の上、所定の駐車区画を利用してください。

(裏面)

自動車登録番号 使用する駐車場の区画番号
使用期間 年 月 日まで

- | | |
|--|---|
| <p>1 物価の変動、施設の改良等により、使用料を変更することがあります。</p> <p>2 使用者は、次のことを厳守し、秩序正しく使用してください。 (1) 指定された区画番号の位置に駐車すること。 (2) 駐車場内にタバコの吸殻、紙くず類等を捨てないようにし、清潔な利用をすること。 (3) 駐車場内の事故を未然に防ぐような運転に努めること。 (4) 使用決定を受けた内容に変更を生じた場合には、速やかに県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書等を提出すること。ただし、その変更内容に疑義がある場合は、駐車場の明渡しを請求することがあります。</p> <p>3 使用者は、次に定める行為をしてはいけません。 (1) 駐車場を他に転貸し、又はその使用权を他に譲渡すること。 (2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車との支障となる物品等を持ち込むこと。 (3) 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。 (4) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。 (5) 駐車場内で騒音を発生させるなど生活環境上支障となる行為をすること。 (6) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は管理上の支障となる行為をすること。 (7) その他周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をすること。</p> <p>4 駐車場の返還 使用者が住宅を退居するとき、又は駐車場の使用を必要としなくなったときは、5日前までに県営住宅駐車場返還届を提出</p> | <p>してください。(使用料は、日割計算となります。)</p> <p>5 駐車場の明渡し請求 駐車場使用者が、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定及びこれに基づく命令に違反したときは、使用決定駐車場の明渡し請求を行います。また、同条例第16条の7第1項に規定する場合に該当する場合にも、使用決定駐車場の明渡し請求を行うことがあります。この場合、使用者に損害を及ぼすことがあっても、県は、その賠償の責めを負いません。</p> <p>6 使用期間の満了前の手續 使用期間の満了後も駐車場を使用しようとする場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定により、駐車場の使用の申込みをしてください。使用者は、毎年の抽選により決定します。</p> <p>7 損害賠償 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。</p> <p>8 県の損害賠償責任 県は、駐車場内において、天災、火災、盗難、損傷事故等が発生したことにより使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。</p> <p>9 駐車時等のエンジンの停止 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例第4条の規定により、駐停車時には、自動車のエンジンを停止してください。</p> |
|--|---|

様式第33号 (第16条の8関係)

県営住宅駐車場使用者等変更承認申請書

年 月 日

職 氏 名 様

| | |
|----------|---|
| 駐車区画決定番号 | 番 |
|----------|---|

次のとおり駐車場使用者又は使用車両の変更の決定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|-------------|--------|---------|------|
| 申 込 者 | 住 所 | 〒 | フリガナ |
| | | 県営住宅 | 氏 名 |
| | | 団地 | 棟 号 |
| | | | Ⓔ |
| 車を使用する者の氏名 | 新 | 申込者との関係 | |
| | 旧 | 申込者との関係 | |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| 車を使用する者を変更する理由(該当する事項に付けてください。) | 1 | 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の2の規定により同居の承認を得た同居者を新使用者とするため |
| | 2 | 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3の規定により入居の承継の承認を得た者を新使用者とするため |
| | 3 | 上記1及び2以外の場合(理由:) |

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| 駐 車 す る 自 動 車 | 駐車自動車 | 別紙「自動車検査証」写しのとおり。 |
| | 申込者欄の氏名又は車を使用する者の氏名と自動車検査証の使用者の氏名が異なる場合は、その理由 | 1 所有者より購入したが 3 購入予定(年 月 日まで) 名義変更が済んでいない。 2 同居家族の名義にしている。 4 その他() |

備考

- 1 申込者は、入居者名義に限ります。
- 2 駐車する自動車は自動車税の課税免除の対象であり、身体又は精神に障害を有する入居者又は同居者の利用に供するため必要と認められる場合は、使用料を減免します。
- 3 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 自動車検査証の写し(車の所有者、車の大きさ等を確認します。)
 - (2) 身体障害者等の方で県営住宅駐車場を優先して使用することを希望される方は、身体障害者手帳の写しその他の県営住宅駐車場を優先して使用することの必要性を証明する書類
 - (3) 減免希望の方は、自動車税課税免除決定通知書の写し
 - (4) 県営住宅駐車場使用決定通知書

様式第34号 (第16条の9関係)

県営住宅駐車場返還届

年 月 日

職 氏 名 様

現在使用している県営住宅 団地 番の駐車場を次のとおり返還します。

| | | | |
|-------------|--------|-------------|------|
| 申 込 者 | 住 所 | 〒 | フリガナ |
| | | 県営住宅 団地 棟 号 | 氏 名 |
| 車を使用する者の氏名 | | 申込者との関係 | |

| | | |
|-------------------|------------|-------------------|
| 理 由 | 1 車を廃車したため | 4 団地以外の駐車場に契約したため |
| (該当項目を で囲んでください。) | 2 車を売却したため | 5 その他 () |
| | 3 車を譲渡したため | |

備考 自動車保管場所使用承諾証明を得ているときは、所轄警察署において、速やかに自動車保管場所の変更
手続を行ってください。

添付書類 県営住宅駐車場使用決定通知書

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、第 1条中第 6条、第 6条の 4 及び第16条の 6の改正並
びに第 2条中様式第31号及び様式第32号を加える改正は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第 4 号

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

鳥取県特別県営住宅管理規則 (昭和43年鳥取県規則第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の準用) 第 3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和37年鳥取県規則第70号) 第 2条 (第 1項第 | (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の準用) 第 3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和37年12月鳥取県規則第70号) 第 2条 (第 1 |

2号及び第3号並びに第3項を除く。)第2条の2から第3条の2まで、第5条から第6条の2まで、第6条の4から第7条まで、第8条(第5項を除く。)第8条の2から第9条まで、第11条から第13条まで、第16条、第16条の2、第16条の6から第16条の9まで、第17条第2項及び第18条の規定は、特別県営住宅の管理について準用する。

項第2号及び第3号並びに第3項を除く。)第2条の2から第3条の2まで、第5条から第6条の2まで、第6条の4から第7条まで、第8条(第5項を除く。)第8条の2から第9条まで、第11条から第13条まで、第16条、第16条の2、第17条第2項及び第18条の規定は、特別県営住宅の管理について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第49号)附則第2項の規定により同条例の施行前において行う同条例による改正後の鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)第24条の15第1項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年鳥取県規則第3号)による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)第16条の6の規定を準用する。